

## 食品安全委員会（第837回会合）議事概要

日時：令和3年10月26日（火） 14：00～14：37  
場所：食品安全委員会大会議室  
出席者：山本委員長外6名  
動画配信：行政機関5名、一般9名

### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

#### ・肥料 1案件

肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項の規定に基づく普通肥料の公定規格の改正について（草木由来のバイオマス燃焼灰及び熔成けい酸質肥料）

#### →農林水産省から説明

本件については、

① 諮問文書の1についての改正は、長年農業生産現場で肥料又は肥料の原料として使用されており、人の健康に悪影響を及ぼすことが認められていない草木灰のうち、人の健康に悪影響を及ぼす可能性が特に低いものを肥料の原料の規格として追加するものです。また、本改正により新たに使用が認められるようになる肥料については、既に公定規格が定められている副産肥料等と同等の有害成分に関する規制を設けることとしているため、本改正により、現状と比較して、農作物の摂取を通じて、人の健康に悪影響を及ぼす重金属にばく露されるおそれはない。このため、現行規定と同等の安全性が確保されることから、本改正により人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

② 諮問文書の2についての改正により新設する肥料の原料は、重金属の含有量が十分に低いこと、また、本肥料は、原料及び製法が類似する肥料と同等の有害成分に関する規制を設けることとしているため、本改正により、現状と比較して、農作物の摂取を通じて、人の健康に悪影響を及ぼす重金属にばく露されるおそれはない。このため、現行の規定と同等の安全性が確保されることから、本改正により人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

以上のことから、食品安全基本法第11条第1項第2号に規定する「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する。

との審議結果となり、リスク管理機関に通知することとなった。

### （2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「JPAN009 株を利用して生産されたグルコアミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を「遺伝子組換え食品等専門調査会」に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「テトラコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フロメトキン」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「テトラコナゾールの許容一日摂取量(ADI)を0.004 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.05 mg/kg 体重と設定する。」

「フロメトキンの許容一日摂取量(ADI)を0.008 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.044 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

(4) 令和3年度食品健康影響評価技術研究の2次公募における採択課題(案)について

→担当の脇委員及び事務局から説明

本件については、案のとおり決定することとなった。